

---

## 特 集 II

---

将来人口推計（全国人口）に関連した研究（その6）

### 行政記録に基づく人口統計の検証

石川 晃・佐々井 司

わが国における実地調査の精度やあり方が問われるなか、行政記録に基づく統計の有効活用を検討することは極めて重要である。行政記録統計は、調査環境変化の影響を受けにくく、また記録期間が長期にわたり、かつ継続的な観察が可能である。しかし一方で、こうした行政記録統計を学術的な分析に用いる際には、留意すべき点も多い。本論文では、これまで包括的に取り上げられてこなかった行政記録に基づく公的な人口関連統計の特徴や問題点、そしてそれらを分析に用いる際に留意すべき点を整理し、さらには今後の人口統計体系のあり方について考察を行うことにより、今後の人口の定量的分析ならびに将来人口推計の進展に寄与するものである。

行政記録に基づく統計を人口分析に用いる際には、登録者の属性や諸事象の定義、時点（期間）等を正確に掌握し、また異なる複数統計を用いた指標の作成や比較分析においては相互の整合性を担保することが極めて重要である。今後、既存の行政記録事項のなかで未公表・未集計情報について公表することの重要性や、定量的な分析を前提とした行政記録の再構築の可能性について検討することにより、実地調査との相互補完を図る必要がある。

#### I. はじめに

今日わが国の人口は、少子高齢化をとめない減少を続けるというかつて経験をしたことのない局面を迎えた。そのため、刻一刻と変化する人口動向に注目が集まるとともに、その根拠となる人口統計への関心もこれまでになく高まってきている。人口ならびに性、年齢等の基本的属性についての統計は、人口学に限らず経済学や社会学などの社会科学分野や、生物学、医学、衛生学などの自然科学の分野においても不可欠な情報であり、重要な基礎資料として用いられている。人口統計、なかでもわが国全体の人口を把握するための代表的な公的統計としては、実地調査によるものと行政記録に基づくものの2種類がある。かつてそれら公的な人口統計は高い信頼性を保ってきたといえる。そのため、公表される人口統計の精度、ならびにそれを基に算定される指標の整合性などについて疑問をもたれることはほとんどなく、既成の公表数値がそのまま様々な分析に用いられ、多くの研究が行われてきた。

実地調査の代表ともいえる国勢調査は、わが国の人口全数を網羅する唯一の悉皆調査で

あり、人口分析の基盤となる統計を提供し続けてきた。しかしながら近年における国勢調査では、単身世帯および夫婦共働き世帯等の昼間不在世帯の増加、国民のプライバシー意識の高まり、オートロックマンション等面接が困難な住宅の増加などを背景に、調査環境の悪化が顕在化してきた。それによって、人口統計の精度が低下し統計の信頼性に影響が及ぶことが懸念され、実地調査のあり方が問われ始めている。それに対し、行政記録に基づく統計はそのような調査環境変化の影響を受けにくく、また記録期間が長期にわたり、かつ継続的な観察が可能であることから、統計分析に用いられる頻度は極めて高い。行政記録に基づく公的統計は、行政の基礎資料として作成されるものではあるが、人口現象や人口問題を研究するための基礎データとしても重要な役割を担っている。現在では公的業務処理の電算化に伴い、統計結果公表の迅速化、即応性にも対応が可能である。しかしながら、行政記録という性格上、分析に用いるには留意すべき点も多い。折しも2010年8月、実際に居住実態のない高齢者の記録が住民基本台帳に多数存在したことが明らかとなり、また生存不明者の戸籍の存在も多数確認されたことで、現行の戸籍制度や住民基本台帳の記録の問題が表面化した。そのため、人口統計の基になっている行政記録を統計として用いる際の問題点を整理することや、統計の信頼性を検証することは、今後人口研究を進めていくうえでも重要な課題となっている。

実地調査を取り巻く環境が悪化するなか、行政記録から得られる人口統計を最大限に活用することを検討する意義は大きい。人口を可能な限り正確に測定するためには、既存の様々な統計からいかに分析可能なデータを導き出せるかが重要な課題の一つである（森2005）。同時に、今後人口分析に有効活用できる統計という観点から行政記録のあり方を再構築することも必要であろう。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、人口変動・人口動態を人口関連科学の知見を総合しそのメカニズムを解明することにより仮定設定と手法の精密化に努めているが、そのなかで用いられる基準人口ならびに人口動態率のもとになる人口統計の精度は、推計の信頼性をも左右する。

本論文では、これまで包括的に取り上げられてこなかった行政記録に基づく公的な人口関連統計の特徴、それらを分析に用いる際に留意すべき点、さらには今後の人口統計体系のあり方について考察を行うものである<sup>1)</sup>。

## II. わが国の公的人口統計に関連する行政記録とその根拠制度

わが国の統計は、終戦直後の1947年に統計法<sup>2)</sup>（旧統計法）が制定されることにより体系化された。同法の第1条には、「この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、および統計制度の改善発達を図ることを目的とする」と記されており、統計行政の法的基盤として重要な役割を担ってきた。しかし実際には、各府

1) 本論文は、石川 晃・佐々井司（2009）を基に、新たに得られた資料等を加味し再構成したものである。

2) 統計法（昭和22年法律第18号）

省がそれぞれの所轄事項について相互の連携なしに独立して調査を行い、統計整備をする分散型統計機構のデメリットとして、複数の調査間における内容の重複や相互の整合性が必ずしも取れていないなどの問題が散見される。このような背景のもと、2007年5月、60年ぶりに統計法<sup>3)</sup>が改正された。新統計法は、その第1条において公的統計<sup>4)</sup>を「国民にとって合理的な意志決定を行うための基盤となる重要な情報である」と位置づけ、「国民経済の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする」としている<sup>5)</sup>。

人口統計分析では主としてこれら公的統計が用いられる。分析に用いる場合には、統計の精度は勿論のこと、情報の詳細さや公表の迅速性などが同時に求められる。また、率算出の際に異なる複数の公的統計を分子と分母に組み合わせて用いる場合など、各統計間の定義や観察時間（期間）の整合性や基準の統一にも注意を払う必要がある。とりわけ行政記録（公簿）に基づく統計を用いる場合には、これらの条件が十分に整っているのかの検証が大前提である。しかしながら、行政記録に基づく統計の多くが行政業務の記録を目的として作成されているという事情を鑑みれば、法的根拠、統計の客体や属性の定義を十分に理解したうえで、分析目的にあった利用がなされるべきであろう。

わが国における最古の人口調査は、崇神天皇の時代に行われたといわれる<sup>6)</sup>。その後いくつもの戸籍、計帳などの記録が作られることになるが、全国一斉に本格的な戸籍が作られたのは670（天智天皇9）年の「庚午年籍」であるとされる。そして、安土桃山時代、さらに江戸時代には幕府や寺社の作成した人別帳や宗門帳や過去帳が作成された（総務庁統計局1987、山口2002）。明治に入り1871年（明治4年）には「戸籍法」が制定され、その翌年の1872年に「全国戸口調査」が実施された。この調査結果による登録人口（本籍人口）が、わが国における最初の公的な悉皆人口統計である。この戸籍制度は、戸籍ごとの人口（および構成員の属性）把握とその諸情報の登録を目的としている。すなわち戸籍は、国民すべての登録であるとともに、親族関係や住所地等の個人情報記録という性格をあわせもつ制度であった。しかし、この戸籍法に基づく最初の戸籍登録では数か月にわたる調査が行われたとされるが、いつ時点の事実を登録するのかの指示が明記されていなかったため登録の重複や届出漏れの原因となり、公表されている人口が必ずしも正確ではないと

3) 統計法（平成19年法律第53号）

4) 「公的統計」とは新統計法において、「行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計」と定義している。なお、旧統計法ではそれを「指定統計」といい「政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう」としていた。

5) 統計法の改正に伴い2007年10月に統計委員会が発足し、2008年1月総務大臣から統計委員会への諮問（諮問第4号）に対して『「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申』（2008年12月）がまとめられた。

6) 崇神天皇12年の詔勅により行われた「戸口の校視」が史実に現れた最初の全国的な人口調査であるといわれ、それをもとに課役が賦課されたと伝えられている。

いわれている<sup>7)</sup> (鮫島1971)。

1951年には「住民登録法<sup>8)</sup>」が制定された。その第1条には「市町村においてその住民を登録することによって、…(略)…、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適性で簡易な処理に資することを目的とする。」と記載されており、この制度の主な目的の一つが実際の住所地における日本人人口の把握であることを明示している。しかし、この住民登録法のもとでは未登録や二重登録等の問題が少なからずあったといわれる(詳細は本論文後述のIV節を参照)。その後同法は1967年に「住民基本台帳法<sup>9)</sup>」と改められ、あわせて法律の目的も「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに…(略)…、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、…(以下略)」となった。つまり、国民の「公証」、ならびに行政的な「事務処理」のための基礎資料として、住民登録の位置づけが改訂されている。なお、この法律によって戸籍と住民基本台帳との相互連携が確立し、戸籍の附票に住所異動等の情報が記載されたことにより、旧法でみられた登録上の問題を解決する一助にもなった。

さて、戸籍に基づく人口統計は戦前においては内務省など<sup>10)</sup>により、戦後は法務省民事局によって『民事・訟務・人権統計年報』<sup>11)</sup>のなかで、本籍人口として掲載されている。戸籍人口は戸籍簿に記載された人員数を集計したものであり、国外在住の日本人が含まれる一方で、日本国内の外国人は含まれない。なお戸籍簿には、性、生年月日(年齢)、法律上の配偶関係、夫婦については婚姻の発生日等の事項が記載されている。

住民登録台帳および住民基本台帳による人口は、本籍人口のうち、国内に在住している日本人人口である。それは、『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』(総務省)によって、毎年3月31日現在の人口が公表されている<sup>12)</sup>。なお、その台帳に記載されてい

---

7) 1871年4月に太政官より布告された「戸籍法」の第21則は「其戸籍ヲ検査スルノ日ハ天下府藩県一般二月一日ヨリ五月十五日ヲ以テ終ルヲ法トスベシ」と規定しており、いつ時点の人口かを明記していなかった。そのため、太政官が調査直前の翌年正月13日に「戸籍編制は太陰暦1月29日現在の人員」との通達を出したものの、実際には調査時点の異なる人口が混合していたといわれる。内閣統計局『明治五年以降我国の人口』(1933)によると、1872年太陰暦正月末日(太陽暦では3月8日)の本籍人口(調査人口:3312万人)を基に、無籍人(169万7116人)や内地外在留内地人(1672人)により補正した結果が、推計人口(3481万人)として公表されている。ちなみに、1920年に最初の国勢調査が実施されたが、その主目的の一つは、わが国の人口を正確に把握し、登録人口を補足することであった。

なお、戸籍法はその後数回の改正を経て、戦後の戸籍法(昭和22年法律第224号)が制定され現法となっている。

8) 住民登録法(昭和26年法律第218号)。

9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)。

10) 明治5年～明治30年までは内務省が、明治31年～昭和11年までは内閣統計局が行った。それらの統計は、内務省『明治19年日本全国戸口表』、『日本帝国民籍戸口表』、内務統計局『日本帝国統計年鑑』に掲載されている。

11) 『民事・訟務・人権統計年報』は、それ以前の『登記統計要旨』『登記統計年報』『登記・訟務・人権統計年報』に続くものであるが、戸籍関係の統計は、『民事・訟務・人権統計年報』昭和47年版(1973年刊行)から掲載されるようになった。掲載内容は、各年3月31日現在本籍数、本籍人口ならびに種類別届出件数(年度)が掲載されている(2006年度以降インターネットにて公表)。

12) 1952年以降、性、都道府県別人口および世帯数について、1994年からはさらに年齢(5歳階級)別人口が公表されるようになった。なお、1952年は7月31日現在、1953年以降3月31日現在人口である。

る事項には、性、生年月日（年齢）、世帯主との関係、住民となった年月等が含まれる。

海外在留の日本人については、旅券法により3か月以上海外に滞在する者はその国の領事館に届出をしなければならぬとされている<sup>13)</sup>。その法律に基づく統計は、『海外在留邦人数統計』（外務省）として公表されている<sup>14)</sup>。

一方、日本に在住する外国人については、外国人登録法<sup>15)</sup>に基づいて作成される原票の情報から、『外国人登録者統計』（法務省）が公表されている<sup>16)</sup>。その原票に記載されている事項には、性、生年月日（年齢）、国籍、出生地、在留資格、在留期間などの情報が含まれる。

その他、人口情報が得られる行政記録として、日本における不法滞在外国人人口に関する『不法残留者数』<sup>17)</sup>（法務省）、『海外在留邦人子女数統計（長期滞在者）』（外務省）や100歳以上の日本人人口を全数把握するための資料として『全国高齢者名簿』<sup>18)</sup>（厚生労働省）などがある。

以上は人口に関する静態統計であるが、動態統計としては、戸籍法<sup>19)</sup>を根拠とした届出に基づく出生、死亡、婚姻、離婚に関する情報が『人口動態統計』（厚生労働省）により公表されている<sup>20)</sup>。すなわち、出生、死亡、婚姻、離婚といった人口動態統計の情報源は、戸籍簿である。つまり戸籍簿には、国民一人一人の出生から死亡まで、生涯の人口関連情報が記載されており、静態情報と動態情報とが併存しているといえる。それらの情報を用いて、特定の集団（例えばある年に結婚した人口）についてその後の状況変化を追跡することができれば、縦断調査的なイベントヒストリー分析も可能となる。このように、戸籍情報は、わが国の人口を知るための貴重な資料となる可能性があるが、現在のところ戸籍簿により得られる情報を集計・公表している統計は、本籍数、本籍人口ならびに出生、死亡等の「種別別届出件数」の総数のみである。さらに、除籍簿の保存期間は現在150年間と定められているが、2010年6月の改正<sup>21)</sup>前は80年間であったため、保存期間経過後の除

13) 旅券法（昭和26年法律第267号）第16条「旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。」

14) 1960年および1968年以降毎年10月1日現在の性別人口が公表されている。

15) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）。

16) 1947年以降60年までは『外国人登録国籍別人員調査』に掲載されていたが、61年以降は『出入国管理統計年報』にも掲載されるようになった。なお、各年12月末現在人口である。

17) 1990年以降公表されるようになった。1990年は7月1日現在人口であったが、その後95年まで5月1日と11月1日の2回公表された。そして、96年には5月1日と必ずしも統一されていなかったが、1997年以降1月1日現在の人口に統一された。

18) 厚生労働省は「敬老の日」にちなんで100歳以上高齢者の名簿を1963以降公表していた。その名簿は、各年9月1日現在の性、年齢（各歳）別人口が集計されていたが、2007年以降名前の公表は廃止され、統計も100歳以上一括の人口数表章となった。

19) 太政官布告第170号による「戸籍法」（1871年）が全面的に廃止され、1898年に新たな「戸籍法」（明治31年法律第12号）が制定された。その翌年から現在の人口動態統計制度として情報の公表が行われている。

20) 国外における日本人の戸籍統計は『戸籍・国籍関係届書件数』（外務省）が公表されている。

21) 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年法務省令第22号）の第5条第4項。

籍簿は徐々に失われていくことになる。ちなみに、戸籍法制定以後現在まで戸籍様式の変更が数回あり、その都度改製原戸籍（変更時以前の戸籍簿）の保存期間は変更されているが<sup>22)</sup>、原戸籍のなかにも貴重な情報が多く含まれている。

その他、国内の（日本人の）人口移動数は住民基本台帳法に基づく『住民基本台帳人口移動報告』（総務省）により、さらにわが国の国際人口移動は、出入国管理および難民認定法に基づく『出入国管理統計』（法務省）によって公表されている。

### Ⅲ. 行政記録に基づく日本の人口

はじめに行政記録に基づく公的統計を用いて、日本人人口について検証を行う。なお、日本人とは日本国籍を有する者を指す<sup>23)</sup>ことから、ここでは戸籍に記載されている人口（これを本籍人口という）を日本人人口とした。

日本人は国内に在住する者と国外に在住する者に分けることができる。まず、日本に住民として登録している日本人人口は「住民基本台帳」によって得られる。そして、国外に在住する日本人人口は「海外在留邦人」によって得られるので、両者を加えることによりすべての日本人人口（これを本籍人口と区別するために“台帳人口”と呼ぶ）を求めた。

ただし、公表されている「本籍人口」ならびに「住民基本台帳に基づく人口」の集計時点は3月31日現在であるのに対し、「海外在留邦人」は10月1日現在である。それら統計の比較時点を統一するため、「本籍人口」と「住民基本台帳に基づく人口」について3月31日と翌年3月31日との平均値を算出し、それを10月1日現在人口として用いた（図1）。

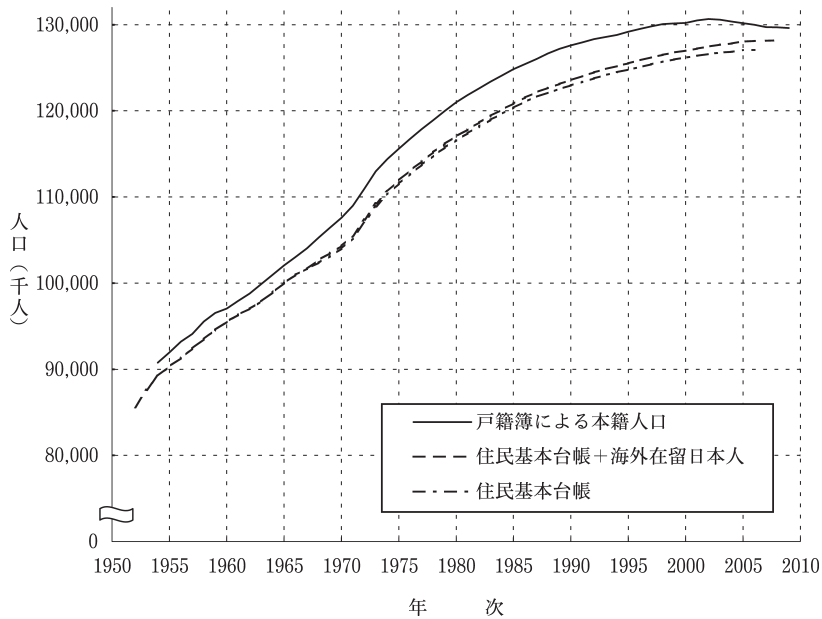
本籍人口と台帳人口とを比較すると、両者の推移傾向はほぼ同じであるものの、本籍人口が台帳人口よりも一貫して多くなっている。その差をみると、1960年代初頭まではほぼ200万人以下であったが、70年代には300万人台、80年代には400万人以上とその差は拡大した。しかし90年代になると縮小傾向を示すようになり、直近（2009年）では141万人にまでその差が縮まっている。なお、本籍人口は2002年の1億3,065万人をピークに減少しはじめ2009年に1億2,961万人となった。一方、台帳人口は2006年に前年比で2,500人ほど減少し1億2,812万人になったものの、2007年には再び増加に転じ、2009年10月1日に1億2,820万人となっている。

つぎに、日本の総人口についてみてみよう。総人口とは、日本に在住するすべての人口、すなわち日本人と外国人を含めた人口のことをいう。日本に在住する日本人人口は前述したように「住民基本台帳」によって得られる。また、在留外国人については「外国人登録者統計」によって得られ、原則として91日以上日本に滞在している者を集計の対象として

22) 改製原戸籍の保存期間は、明治19年式戸籍および明治31年式戸籍で原戸籍になったものは80年間、大正4年式戸籍で原戸籍になったものは50年間、昭和23年式戸籍で原戸籍になったものは100年間である。

23) 日本人とは、一般に「日本の国籍を有する者」として用いられているが、国籍法では国籍の取得方法等に関する規定はあるものの、日本人の厳密な定義を指すものではない。また、戸籍法にもその人的要件（日本国籍を有するなど）は明記されていない。しかし、実際には戸籍が事実上の国籍登録制度であり、日本国民証明の役割を果たしていることから、ここでは日本人を戸籍に記載されている者とした。

図1 日本人全人口



\*) 各年10月1日現在人口（推計値）

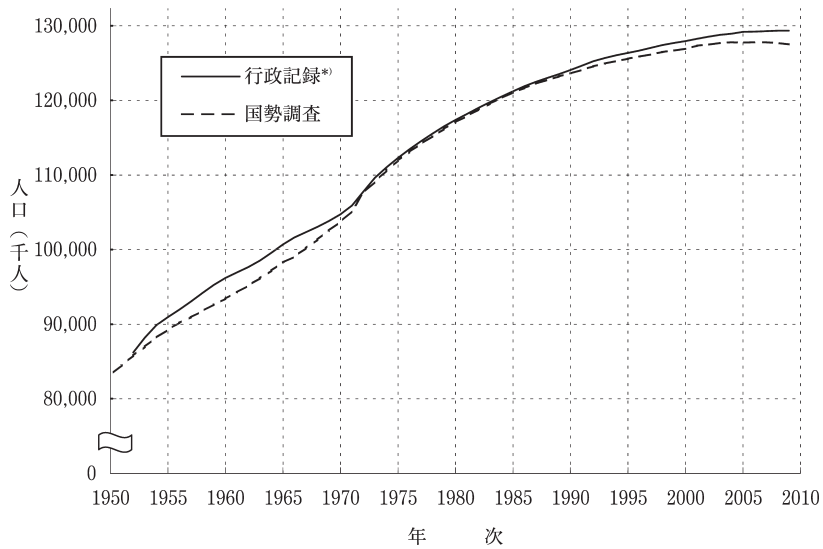
いる。ただし、外国人登録者には「不法残留者」の一部が含まれており、外国人登録者にすべての不法残留者を加えたものを外国人人口とすると、「登録者のうち不法残留者」が重複することになる（詳細については本論文のIV節を参照）。ところで、不法残留者には外国人登録を必要としない「短期滞在」で入国している者<sup>24)</sup>、すなわち観光等により入国して滞在期限切れ後もそのまま残留し続けるケースが最も多い。したがって、不法残留者のうち短期滞在で入国した者以外は概ね外国人登録をしているとみなすことができる。以上のことから、日本に在住する外国人人口は、登録外国人に不法滞在者のうちの短期滞在者を加えた人口とした。なお、「外国人登録者統計」は12月31日現在の人口が集計・掲載されており、「不法残留者数」は統計が公表され始めた1992年から1996年までは5月1日現在、1997年以降は1月1日現在の人口が掲載されている。本論文では、それら既存のデータを用いて各年10月1日現在人口を推計した<sup>25)</sup>（図2）。

以上の行政記録に基づく人口と、国勢調査による人口とを比較してみよう。行政記録に基づく総人口は1952年から1970年までの間、国勢調査の総人口よりも顕著に多く、1960年

24) 不法残留者に占める短期滞在者の割合は、1992年には84%と高く、その後減少傾向を示しているものの2009年では68%である。

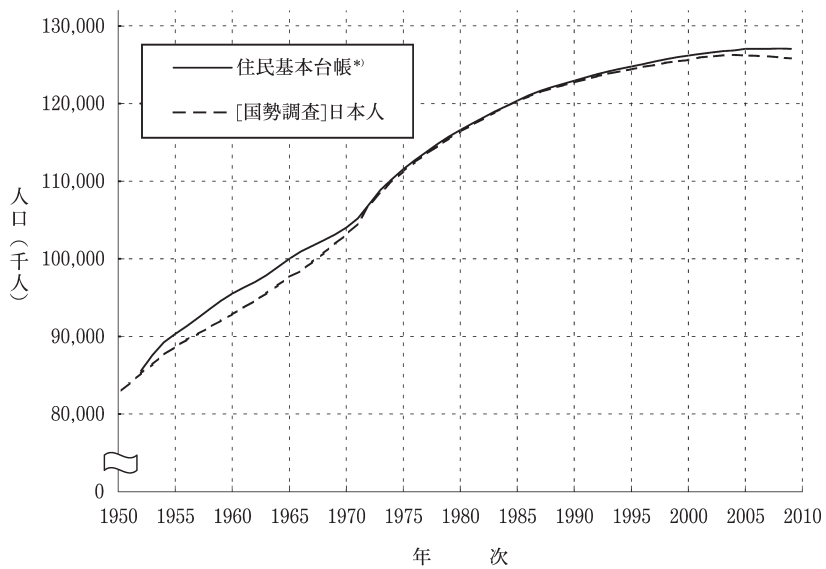
25) データの得られる時点間の人口変化は、直線的に変化をするものとして、10月1日現在人口を補間推計した。

図2 総人口の比較



\* ) 行政記録 (10月1日現在推計値) : 住基人口+登録外国人+不法在留外国人

図3 日本人人口の比較



\* ) 10月1日現在 (推計値)



時点で270万人の差がみられる。それが70年代になると急減し、80年代半ばになると10万人台にまで縮小した。しかし、近年になると再びその差は拡大している。なお、日本人人口についても同様に比較をすると、両者の差は総人口とほぼ同じ傾向を示している。外国人人口における行政記録に基づく人口と国勢調査人口の乖離は拡大傾向にあり、その規模は登録人口の25%前後に相当する(図3)。正確な人口把握のためには、そのような乖離が生じる原因を解明する必要があると考える。

#### IV. 行政記録を人口統計分析に用いる際の留意点

戸籍簿や住民基本台帳などの行政記録は、原則として各種の届出に基づく。そして、それら公簿に記載された事項について集計したものが統計として利用される(西村2005)。ただし、公簿に記載された内容が事実と異なると判明した場合には、行政の職権によって削除や追加あるいは変更されることがある<sup>26)</sup>。そのため、行政記録に基づく統計には数値をみるうえで留意すべき点が多い。そこで、それらの統計を分析に用いる際の問題点について整理をしておこう。

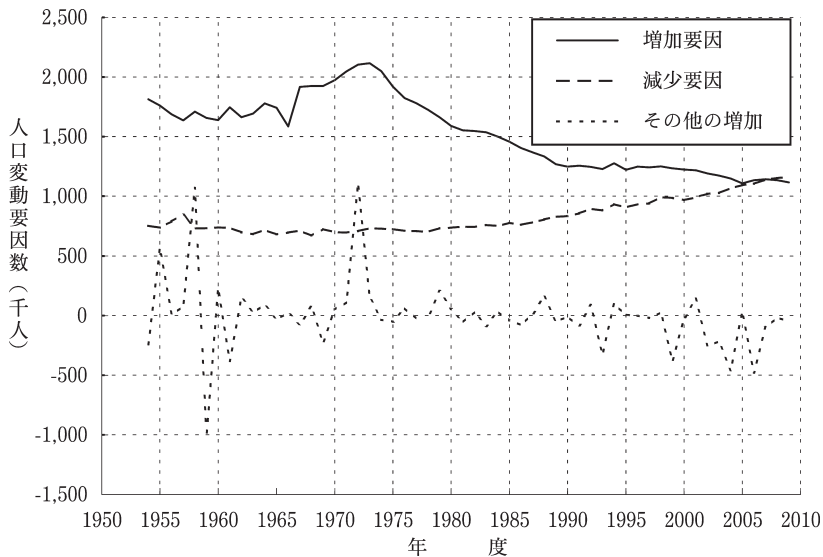
まず、戸籍に基づく人口(本籍人口)について検証する。戸籍の登録は原則届出に基づくため、未(無)届出があれば戸籍人口と実際人口とに齟齬が生じる。まず、出生しても出生届が提出されなければその出生児は戸籍に記載されない。例えば、出生届の遅れによって出生時から届出されるまでの間その子どもは戸籍のない状態になる<sup>27)</sup>。一方、戦争あるいは災害等により死亡者の特定が困難な場合や、身元不明の死亡者で本人確認ができない場合(行旅死亡人)、さらには、海外へ出国後届出ができない状況等では、本来抹消されるべき戸籍がそのまま残ることになる。さらに、戸籍事務は形式審査であるため、虚偽又は錯誤の届出によって事実と異なる戸籍がつくられるおそれがある。さらに、戸籍管掌者の過失等により誤った戸籍が作られるケースや作られるべき戸籍が作られないといった可

26) 戸籍の訂正は、原則として関係当事者の届出(申請)によるが、その記載に錯誤若しくは遺漏が発見された場合には、市町村長は本人にその旨通知しなければならない。しかし、「その通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。」(戸籍法第24条第2項)としている。これを戸籍の職権訂正という。

27) 『人口動態統計』によって出生の届出遅れの状況を見ると、出生からの期間が短いほど未届けが多いが、出生後8年目にその数は極端に減少する。その傾向は1960年代まで特に顕著であった。すなわち、かつては小学校入学までの間無戸籍状態にあった子どもが少なくなかったことを示唆するものである。

民法772条2項では、嫡出の推定のため「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定されている。したがって、離婚後300日以内の出生児は離婚前の夫の子として扱われる。そのため、それを回避したい母親が出生届を出さないケースが生じる。また、親が届出の必要性を知らない、制度を十分に理解していない場合、病院等の施設で発行された出生証明書を受け取らなかった場合、自宅等における出産で出生証明書がない、あるいは不備により届出が受理されない場合など、無戸籍となる事情は様々である。なお、親が出生届を提出しなかった等の事情により戸籍のない者は、本人が家庭裁判所に「就籍許可の申立書」をし「就籍届」を提出することにより戸籍に記載される。

図4 本籍人口の増加と人口変動要因



能性も考えられる。

つぎに、本籍人口と人口動態との関係のみてみよう（図4，表）。ある期間の人口は、出生数分増加し、死亡数分減少する。さらに、人口移動、すなわち転出と転入の差分も増加する。ただし本籍人口は地理的要件に左右されないため、人口移動による影響を受けない。本籍人口は、出生、国籍取得、帰化、就籍により増加し、死亡、失踪、国籍喪失によって減少する。すなわち、出生、死亡など人口動態の件数をフローとすれば、本籍人口はストックという関係にあり、本籍人口の増加は、出生と死亡の差分と国籍異動等<sup>28)</sup>の人口動態数の増加分に等しいことになる（本論文では、出生、国籍取得、帰化、就籍からなる「増加要因」と、死亡、失踪、国籍喪失からなる「減少要因」によって分析を行った）。ところが、実際の本籍人口の変動は、それら人口動態数による変動とは必ずしも一致しない。代表的な例として、死亡届が出されたもののそれが行旅死亡人であるケースを考えてみよう。その場合、死亡届が出されたので当然死亡数にはカウントされる。ところが、その死亡者の身元が不明であるため戸籍を特定できない。すなわち、実際の死亡者は戸籍上では抹消されず生存していることになる<sup>29)</sup>。このようなケースが、上述の台帳人口と実際人口

28) 国籍異動には、帰化（外国人が日本国籍の取得）、国籍取得（認知された子の国籍取得など）、国籍喪失（外国籍取得や国籍離脱の届出など）、就籍（戸籍に記載されていない人が「就籍届」により新たに戸籍を作る）、失踪（不在者の生死不明の状態が一定期間継続した場合、死亡したものとみなす）がある。

29) このようなケースの場合に、そのまま放置しておくで戸籍上何歳までも生存してしまうことになる。そこで、「失踪届」（死亡に準ずる扱い）や「100歳以上の高齢者については、その者の所在が不明で、かつ、その生死及び所在につき調査の資料を求める事ができない場合に限り、戸籍謄本及びその附票の写しのみによって、職権削除の許可をすることができる。」として高齢者削除（戸籍実務六法）による処理を行っている。しかし、その間は戸籍には記載されていることになり、本籍人口は実際人口より多くなってしまうことになる。

表1 本籍人口の増加と人口変動要因

(1,000人)

年度	本籍人口 増加数	人口変動要因			戸籍統計		人口動態統計 <sup>4)</sup>		差(戸籍-人口動態)	
		増加要因 <sup>1)</sup>	減少要因 <sup>2)</sup>	その他 <sup>3)</sup> の増加	出生	死亡	出生	死亡	出生	死亡
1954	818	1,813	752	-243	1,802	746	1,753	716	49	30
1955	1,588	1,761	737	564	1,753	731	1,701	698	52	33
1956	910	1,687	790	13	1,679	785	1,636	754	44	30
1957	868	1,637	844	75	1,627	841	1,581	718	45	123
1958	2,047	1,710	731	1,069	1,703	728	1,659	679	44	49
1959	-90	1,658	733	-1,015	1,652	729	1,609	703	42	26
1960	1,127	1,638	738	226	1,633	733	1,589	709	44	24
1961	628	1,747	736	-383	1,743	732	1,604	717	140	15
1962	1,114	1,664	699	149	1,659	694	1,626	678	33	16
1963	1,043	1,694	682	31	1,689	678	1,651	664	39	15
1964	1,147	1,778	718	87	1,773	715	1,740	702	33	12
1965	1,032	1,742	680	-30	1,737	677	1,691	666	46	11
1966	912	1,585	695	22	1,580	692	1,562	676	18	15
1967	1,130	1,917	712	-75	1,912	709	1,862	697	50	11
1968	1,332	1,924	670	78	1,921	667	1,893	674	28	-6
1969	974	1,925	724	-227	1,922	721	1,890	711	33	10
1970	1,325	1,974	701	51	1,968	697	1,939	686	30	11
1971	1,462	2,047	695	111	2,043	692	2,012	683	31	10
1972	2,501	2,104	708	1,105	2,095	705	2,054	688	41	17
1973	1,538	2,117	733	155	2,105	730	2,074	720	31	11
1974	1,284	2,049	729	-36	2,042	725	2,005	709	37	16
1975	1,142	1,918	725	-51	1,909	721	1,881	705	28	16
1976	1,178	1,823	710	65	1,817	705	1,792	691	25	14
1977	1,046	1,780	709	-25	1,775	705	1,749	689	26	16
1978	1,005	1,727	703	-19	1,720	698	1,695	683	25	16
1979	1,134	1,662	733	205	1,656	729	1,633	715	22	14
1980	906	1,589	736	53	1,581	732	1,555	715	26	17
1981	750	1,554	746	-57	1,544	742	1,520	722	24	20
1982	836	1,548	742	30	1,540	738	1,519	721	21	17
1983	691	1,538	758	-88	1,531	754	1,510	738	21	16
1984	783	1,501	751	34	1,491	748	1,471	733	20	15
1985	640	1,457	777	-39	1,441	774	1,421	760	20	14
1986	565	1,406	762	-79	1,392	759	1,375	743	17	16
1987	600	1,369	782	13	1,351	779	1,331	765	19	14
1988	693	1,334	805	164	1,325	803	1,305	789	20	14
1989	392	1,268	827	-49	1,260	824	1,242	810	19	14
1990	404	1,249	834	-11	1,239	831	1,216	815	22	16
1991	320	1,257	856	-81	1,248	853	1,221	836	27	17
1992	437	1,246	895	87	1,232	892	1,206	875	25	17
1993	22	1,229	882	-326	1,219	879	1,195	864	24	15
1994	443	1,277	934	100	1,262	931	1,236	916	27	15
1995	320	1,222	908	6	1,206	905	1,184	890	22	15
1996	315	1,249	934	0	1,233	931	1,203	915	30	17
1997	280	1,242	941	-22	1,225	938	1,195	913	30	24
1998	285	1,251	992	27	1,233	990	1,203	970	30	20
1999	-133	1,234	986	-380	1,215	984	1,184	965	31	19
2000	233	1,225	968	-24	1,207	965	1,179	946	28	19
2001	369	1,218	991	142	1,201	988	1,171	972	30	16
2002	-80	1,192	1,022	-251	1,176	1,019	1,144	1,005	31	13
2003	-70	1,174	1,027	-217	1,154	1,024	1,125	1,011	29	13
2004	-377	1,149	1,067	-459	1,131	1,064	1,099	1,051	32	12
2005	47	1,109	1,093	31	1,092	1,090	1,064	1,075	28	16
2006	-450	1,134	1,104	-481	1,119	1,101	1,091	1,085	28	16
2007	-95	1,143	1,142	-96	1,127	1,138	1,092	1,126	35	13
2008	71	1,134	1,153	-19	1,120	1,150	1,085	1,136	34	14
2009	-246	1,117	1,162	-45	1,100	1,159	1,066	1,145	34	13

法務省『民事・訟務・人権統計年報』、『法務年鑑』

1) 出生, 国籍取得, 帰化, 就籍の計

2) 死亡, 失踪, 国籍喪失の計

3) 本籍人口増加数と(増加要因-減少要因)の差

4) 月不詳を除く。2010年1月~3月は, 月別概数値による。

との乖離を生じさせる主要因となっている<sup>30)</sup>。

さらに、本籍人口の変化とその変動要因についてみると、実際には当該期間に事象が発生していない場合でも、法改正や通達によって突然戸籍人口が変化することがある。例えば、1957年度における戸籍統計の種類別届出事件数に記載されている死亡数はその前後の年に比べ著しく多い。これは同年に法務省から出された「戸籍改製事務処理要項」の通達<sup>31)</sup>に基づき、高齢者で消息不明であることが確実な戸籍が死亡として処理されたことに起因している。

また、行政記録に基づいて集計された統計では、すでに公表された過去の年次・年度の数値が後の公表の際に更新される場合がある。具体的な例を挙げてみよう。例えば、ある年（ $t$ 年）に出された死亡届に記載されている死亡年が5年前（ $t-5$ 年）であったとすると、実際の死亡の発生は $t-5$ 年であるため、このケースは $t-5$ 年の死亡数に加えられるべきである。そうすると $t-5$ 年における死亡数は、その年に死亡した者の届出が完全に無くなるまで毎年追加されてしまうことになり、年々公表される時系列表も変化してしまう。これは、単に過去における死亡数の改訂にとどまらず、「人口推計」のように死亡数をもとにして算出される人口にも影響を及ぼす。そのような届出の遅れに伴う統計数値の変動は、届出による統計の最も大きな問題点であろう<sup>32)</sup>。

以上の類似の問題は住民基本台帳でも存在するが、住民基本台帳ではさらに人口移動に関連する特有の問題が加わる。住民基本台帳による人口と国勢調査の日本人人口（および、それに基づく推計人口）とを比較すると、常に住民基本台帳の人口の方が多くなっているが、その原因について井上（1970）は、1967年までの住民登録法とその後改正された住民基本台帳法とで転出入の手続きに大きな変更があったことを指摘している。1967年10月以前の住民登録法のもとでは、転居する者は転入先の市町村に転入届を出すだけであった<sup>33)</sup>。つまり、転入届を受理した市町村が転入届に記載された元住所の市町村宛てに転入完了の連絡がなされることにより、元住所の市町村が転出の処理を行うという手順である。この

30) 人口動態統計の死亡数には行旅死亡人が含まれるが、『人口動態統計必携』によると、その死亡者の生年月日が「不詳の場合でも極力推定年齢を明らかにし、…」と死亡票作成を奨励しており、実際に発生した死亡が可能な限り統計に反映されるよう配慮がなされている。

31) 1957年8月に戸籍削除の手続きについて次のような通達があった。「100歳以上で生死不明の者については、監督法務局又は地方法務局の長の許可を得て死亡を原因として除籍し、整理しておくこと」また、「90歳以上100歳以下の高齢者の場合は、戸籍の附票に住所の記載がなく、かつ関係者から戸籍削除の申し出があった場合に限り」（民事甲第1358号通達）

32) 戦前の本籍人口は、該当年次における戸籍簿上の人数を集計したのではなく、公表後明らかになった漏れ等の修正や該当年以降になって届け出た出生、死亡といった事象を基にして遡及修正が行われていたため、すでに公表された過去の年次の数値が後の統計資料では随時変更されている。

なお、『人口動態統計』における届出遅れの処理は、届出のあった年に「届出遅れ」として表章し、その年の件数には含まれない。また、事象の発生年に加えていない。

33) 住民登録法では転入届はないが、国外に転出する場合には「国外移住届」（第25条）を出さなければならない。

手続きを経て、元住所の市町村における住民登録は抹消され、新住所における住民登録が新たに行われた。ちなみに法務省は、住民登録法の制定以降毎年7月に「住民登録届出励行週間」を設け、同制度の趣旨周知を徹底するとともに、届出の勧奨を行った<sup>34)</sup>。その一方で、「住民登録」に反対する運動がおこるなど登録拒否もあったとされる<sup>35)</sup>。なお、同制度制定前には当然すべての者が未登録であり、発足後数年間はそのような未登録者の元住所は「前住所なし」として事務処理が行われていた。すでに登録済みの者が転居の際に転入先の市町村に提出する転入届のなかに元住所を記入しなかった場合、元住所の登録が削除されないまま転入地で新たに住民登録されることになり、二重登録が生じることもあった。また、転入届を受理した新住所地の市町村は元住所地の市町村に通知をすることになってはいるが、「いつまでに」といった期限が明確ではなかった<sup>36)</sup>。そのため、何らかの事情で通知が長期間にわたって滞った場合、あるいは行われなかった場合にも二重登録となっていた。しかし、1967年に施行された住民基本台帳法では、転居する者は元住所地の市町村に転出届を提出した後に転出証明書の発行を受け、新住所の市町村にその転出証明書とともに転入届を提出することになった。転入届を受理した市町村から元の住所地の市町村に転入完了の連絡が入ることで、新しい住民票の作成と古い住民票の廃止が同時に行われ、旧制度のような二重登録問題は基本的に解消された<sup>37)</sup>。その反面、転出届を出した者が新たな住所地で転入届を出していない場合や、実態調査等により不在が確認され「職権削除」が行われた場合には、いずれの台帳にも住民登録のない未登録人口が生じる。

以上のように、住民基本台帳に基づく人口は制度変更等をきっかけとして変化していることがあるため、時系列観測では特に注意を要する。

ちなみに、地域人口を分析する際には、実際に常住している人口を用いている。しかし、行政の諸施策立案等の基礎資料として用いる際には、登録人口の活用も考慮されるべきであろう。とりわけ、人口動態統計の指標化には登録人口を用いる方がより適切である場合が多い。地域の死亡分析を例に挙げると、(戸籍法に基づき)死亡届に記載される住所は住民登録されている住所であることから<sup>38)</sup>、死亡の発生母数である人口には、常住人口ではなく、住民基本台帳による人口を用いるのが妥当であり、整合性があるように思われる。

34) 法務省は毎年7月1日からの1週間を「住民登録届出励行週間」とし、ラジオによる全国放送、ポスターの掲示等による広報活動を行った。(法務省『法務年鑑』)

35) 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑1954年版』(第三部 労働政策)

36) 第6条第3項「住所地の変更があつたときは、新住所地の市町村は、前2項の規定による手続をした後遅滞なくその旨を従前の住所地の市町村に通知しなければならない。」とある。なお、前2項は、住民票の作成ならびに記載に関する項目である。

37) ただし、海外への転出の場合には旧制度では発生しなかった問題がおこる。すなわち、海外への転出の場合には転出届に記載された「転出予定日」に台帳から削除されることになっており、仮に予定が変更になり転出をキャンセル、あるいは実際の転出日が遅くなる場合、役所にその旨を伝えない限り住民台帳から登録が削除されてしまう。ちなみに、海外から帰国をした場合には、パスポートにより転入の事実確認を行っている。

38) ただし住所不明の場合には、発生地による。

つぎに外国人登録に基づく日本に在住する外国人人口について検討する。外国人登録法では、「外国人は日本に上陸した日から90日以内に登録の申請をしなければならない」とされ、登録原票に諸情報が記載される<sup>39)</sup>。そして、その外国人の出国、死亡、日本国籍取得等によって登録証明書が返納され、登録原票は閉鎖される。登録外国人人口とは、その登録原票に基づく人口である。そして、登録された者は、登録事項の確認のため一定期間を経過した後、確認（登録証明書の切替交付）申請が義務づけられている。しかし、その申請が行われない場合、あるいは、在留期間を超過した場合であっても、直ちにその登録原票が閉鎖されるわけではない。仮に死亡であっても登録者本人が確認できなければ登録抹消にはならず、登録外国人人口には反映されないことになる。ちなみに、認可された期間を超過後も滞在している者については「不法残留者」として別途統計がとられている<sup>40)</sup>。不法残留者には、正規の入国手続きによらないで入国した者と滞在期限の切れた者が含まれ、また行旅死亡人が含まれている可能性がある。滞在期限が切れた者は、外国人登録をした者と登録の必要がない観光等一時滞在者（90日以内の滞在者）からなる。したがって、日本に91日以上在住することを条件として集計されている国勢調査や推計人口の外国人人口と登録外国人人口とは同数にならない。また、登録外国人人口に不法残留者を加えると、不法残留者には登録外国人の一部も含まれるため重複が生じる。

海外在留の日本人については、上述の通り、旅券法により3か月以上海外に滞在するものはその国の領事館に届出をしなければならないが、必ずしもすべてが届出られているわけではないことから、届出を基礎資料としながらも別途調査結果によって補足されたものが『海外在留邦人数調査統計』（外務省領事局政策課）として発表されている<sup>41)</sup>。よって他の行政記録統計とは異なり、行政記録に調査結果を加えた統計になっている。

## V. おわりに ～行政記録統計の整備、充実の必要性～

新統計法第5条第1項には「総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人および世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計を作成しなければならない。」と記載され、「第2章 公的統計の作成」「第1節 基幹統計」のはじめには国勢調査についての記述がある。これは、国勢調査がわが国の人口、世帯の把握をはじめ、様々な属性（状態）の実態を明らかにするうえで欠くことのできない統計であることを明

39) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第3条1項には、他に「本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれその外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から60日以内に、～（略）登録の申請をしなければならない。」とある。

40) 1990年以降毎年、法務省入国管理局『不法残留者数』によって公表している。

41) 『海外在留邦人数統計』によると、届出の他に「在留届を提出していない邦人もいるので、日系進出企業、日本人会、邦人研究者・留学生が在籍する大学、研究機関、各種学校等に調査票を配布し、協力を求めた」とされており、調査によって得られる情報で補足していることが明記されている。

示するものである。しかしながら、国勢調査は「実地調査」であるため、調査実施に影響を及ぼす様々な社会環境が変化するなかで多くの課題に直面している。特に調査環境の悪化は、統計の神髄である「正確性」を損なわせる原因になることが危惧される。それに対し行政記録（届出・登録）に基づく統計は、そのような調査環境による影響を比較的受けにくく、またより詳細で迅速に情報が得られるという利点があると考えられてきた。そこで本論文では、行政記録に基づく統計のうち人口把握が可能な統計について、その変遷と現状を考察し、さらにはそれら統計を用いた人口の検証を行うことを通して、各統計の課題について整理を行った。

本籍人口の変動要因である出生や死亡などの動態統計は当該年次に行われた登録処理件数であり、その年に発生したイベント件数ではないことにも留意が必要である。すなわち、人口動態統計における出生、死亡、婚姻、離婚などの集計値の多くが、調査当該年に（発生しかつ）届出られたものであり、統計数値の時系列変化が実勢に近い推移を表しているのに対して、本籍人口は届出遅れや過去に発生した事件の処理の方法によってその数値が影響を受ける。

また、登録に基づく日本人人口の場合、死亡や失踪等で個人を特定できないケースは戸籍や住民基本台帳の原票を変更することができないため、人口数に即時反映されない。そのため、戸籍や住民基本台帳の人口は実存する人口よりも過剰になっている可能性が高い。現状においては、戸籍上の整理をするための行政措置として「高齢者の戸籍消除」が行われることで、過去の死亡や失踪等が人口数に反映されている。

その一方で、行政記録に基づく統計は法律に義務づけられた様々な「届出」の件数を集計したものであるが、そもそも統計分析を目的としたものではないため、行政の公簿原票に掲載されている多くの貴重な登録情報が未集計のままである。

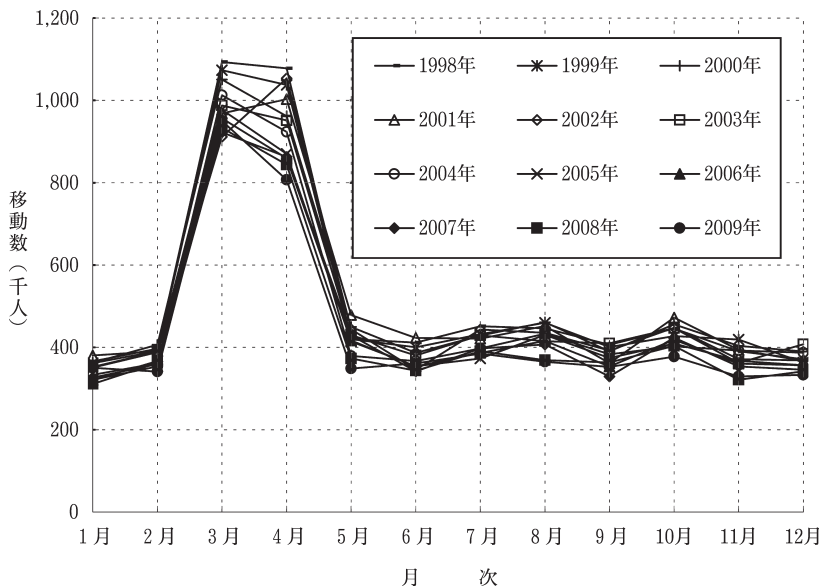
なお、静態統計を用いた分析を行う際には、その調査時期に留意する必要がある。行政記録という性格上、年度単位で報告書が作成されることが多く、調査時点として年度末（3月31日）を採用するケースが多くなる。しかし、この年度末の前後は人口移動が最も多く発生する時期であり、それに伴って人口が大きく変動するため、人口把握を目的とした場合には“最悪”の時期といえる（図5）。人口の分析には、動態の期間を暦年（1～12月）とし、人口は1月1日現在での観察が最も望ましいと考える。人口動態率を例に挙げると、発生件数（分子）は1月から12月の1年間で、その発生母数は同期間の延べ人口を用いるのが適切である。さらに、年齢別人口は生年別人口を意味するため、コーホート分析を行う場合に生年別データが不可欠であることを鑑みれば、1月1日現在の人口が最適である。

さらに、複数の異なる種類の統計を用いて率を算出し分析に用いる際には、分母と分子相互の調査時期や期間の整合性、属性の統一性などが問題となる。特に属性については留意すべき点が多い。例えば離婚の分析を行う場合、離婚は「結婚」状態から発生するため、分析では離婚件数を有配偶人口で除した率を用いることがある。しかし有配偶人口には事実婚を含んでいるため、仮に同棲等が増加した場合には離婚率が実態に比して過小になる

可能性がある。離婚は本来婚姻関係の解消を意味することから、分母人口には（法律に基づく）婚姻状態を用いるべきである。しかし、法律婚に基づく（状態別）人口統計は存在しないため、有配偶人口によって代用されているのが現状である。また、人口動態統計における発生件数は、日本に在住する日本人についてのものであるため、率算出の分母人口には通常日本人人口が用いられている。ところが出生数を例にすると、外国人の母と日本人の夫の子は日本人であれば出生数に含まれる。すなわち、外国人の増加によってそのようなケースが増加した場合、出生率の分母人口に日本人女子人口を用いると率は過大になる可能性がある。ところが、外国人の出生数については詳細な集計が行われていないため、厳密な対応には限界がある。以上のように、現状では率算出の際には用いる統計に対する十分な理解と検討が必要であると同時に、今後、適切な率算出が可能となる統計自体の整備が進められることを期待したい。

参考となる統計は、主として、厚生労働省、総務省、法務省、外務省などが個々の目的に応じて集計と公表を行っている。各省庁によって公表する集計値の期間や時期、場合によっては定義さえ異なることもある。行政記録に基づく統計は極めて有用で貴重な情報を有している。定義の統一をはじめ、分析目的に合わせて統計の観測時期や期間を適切に選択できるよう、集計と公表の仕方に工夫が求められる。その際、諸外国における登録制度を参考にすることも重要である。わが国では世帯単位での登録を基本としているが、多くの国では個人単位の共通番号制度が採用されており、個人登録情報が社会保障や納税、徴

図5 月別人口移動数



総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告』



兵等さまざま目的で利用されている<sup>42)</sup>。住民登録を目的とした制度を持つ国もあるが、登録方法や対象者を含め集計結果を統計として活用する場合に留意すべき点について、今後整理していく必要がある。

人口分析においては、国勢調査が人口の実態把握に欠かすことのできない統計であることはいうまでもない。しかし近年では、調査環境の悪化や調査実施における諸制約の厳格化などにより、詳細な分析を行うに足りる十分な情報が得難くなっている。一方、行政記録に基づく人口統計も多くの問題を内包している。このような状況の下、統計法の改正を伴う公的統計の整備・充実に向けての取り組みが進められている。一例を挙げると、現在日本に在住する日本人は「住民基本台帳法」、外国人については「外国人登録法」と、異なる制度によってそれぞれ別々に人口把握がされてきたが、2009年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（通称「新たな在留管理制度」）によって、今後段階的に両者の一元化が進むと考えられる。なお、公的統計の精度向上と効率活用が急務となっている現在、既存の行政記録に基づく統計のあり方についてより一層本質的な議論を期待したい。

## 文献

- 井上俊一（1970）「住民基本台帳人口と統計局推計人口の比較」『統計局研究彙報』第19号，pp.23-29.
- 石川 晃・佐々井司（2009）「人口統計としての行政記録の検証」，金子隆一（主任研究者）『人口動態変動および構造変化の見通しとその推計手法に関する総合的研究』（厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業（課題番号H20-政策一般-007）平成20年度総括研究報告書），pp.123-136.
- 自治体国際化協会（1997）『韓国の住民登録制度について』（CLAIR REPORT NUMBER 132）
- 森博美（2005）「行政情報の統計への活用について 諸外国における行政情報の統計への活用の現状と日本の課題」『統計』2005年12月号，pp.2-7.
- 西村善博（2005）「行政記録による人口統計」『統計』2005年12月号，日本統計協会，pp.8-15.
- 鮫島龍行（1971）「Ⅲ 明治初期における人口統計の成立過程」，相原茂・鮫島龍行編『統計日本経済』（経済学全集28）筑摩書房，pp.28-51.
- 総務庁統計局（1987）「2 人口 人口静態 統計の体系と沿革 2 人口調査の歴史」，総務庁統計局監修，日本統計協会編『日本長期統計総覧第1巻』日本統計協会，p.32
- 総務省（2005）「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」第6回配布資料
- 山口喜一（2002）「10-1 人口史料と人口統計」，日本人口学会編『人口大事典』培風館，pp.357-358.

---

42) スウェーデン等の北欧諸国では全国民を対象とした住民登録番号のもとに諸情報が記録されており、個人の現在のステータスやライフヒストリーが記録されている。韓国やシンガポールなどでも類似のシステムが採用されている。また、個人の社会保障番号が登録されているイギリス、アメリカ、カナダなどの国があり、税務、社会保険、年金等の管理が主目的であるためすべての住民が対象ではないが、登録されている対象者については定量的な人口分析も可能である。その他、主に税務を目的として納税者番号が登録されているイタリア、オーストラリア、ドイツ等の国があり、限定的ではあるが統計として活用されている（自治体国際化協会1997、総務省2005）。これらの国々のなかには、この番号制度を人口関連情報の把握に活用している国もあり、国勢調査等の実地調査結果と併用している。

# Discussion on Population Statistics Based on Administrative Records

Akira ISHIKAWA and Tsukasa SASAI

In discussing the problems associated with the execution of social surveys, it is extremely important to discuss the effective use of statistics based on administrative records. Administrative-record statistics are little influenced by changes in survey environment and, covering as long a period of time as they do, make continuous observation possible. However, there are also many points that require care when analyzing such statistics. This paper addresses as-yet-unaddressed features and problems concerning official population-related statistics that are based on administrative records, and sets out precautions that should be taken when analyzing such statistics. Furthermore, this paper seeks to contribute to the development of quantitative demographic analysis and population projection through discussion of future possible forms of demographic data.

When demographically analyzing statistics based on administrative records, it is very important to correctly ascertain each registrant's attributes and define each aspect of population phenomena including period and time, etc. It is also very important to ensure mutual compatibility between differing indices created from multiple statistical sources and that arise from comparative analysis. There is a future need for devices that mutually complement social surveys. These can be discovered by addressing the importance of publishing as-yet-unpublished and un-collated data in existing administrative records, and the feasibility of reconstructing administrative records using quantitative analysis.